

令和4年度第4回公募一般競争入札〔(普通財産の貸付)の実施(10年)に関する募集要項〕にかかる質問への回答について

令和5年4月17日

No.	質問事項	質問内容	回答
1	令和4年度第4回公募 普通財産の貸付の実施(10 年)について	実施要領に貸付期間は10年間と記 載されていますが、期間途中での解約 は可能ですか？ 可能な場合、解約予告期間はどのく らいでしょうか？	貸付期間10年間を条件として公募しているので、途中解約がないこ とが基本です。 ただし、契約締結後、事情により途中解約が必要になった場合は、速 やかに甲乙協議のうえ、方針を決定することとなります。